

「横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部改正について」

1 趣旨

横浜市では、介護需要の増大への対応として、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所定員を確保するため、「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」に基づき、施設のショートステイの本入所転換を行うことで、本入所の定員の確保を進めています。

このたび、ショートステイの本入所転換を行う施設を募集したところ、横浜市新橋ホーム（指定管理者：社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会）及び横浜市浦舟ホーム（指定管理者：社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会）が選定されたため、この入所定員を定めている横浜市老人福祉施設条例施行規則（昭和40年8月横浜市規則第76号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

規則第2条の表に定める横浜市新橋ホームの定員を「42人」から「46人」に、横浜市浦舟ホームの定員を「74人」から「78人」に増員します。

3 施行期日

横浜市浦舟ホームに係る改正規定は令和8年7月1日から、横浜市新橋ホームに係る改正規定は令和8年10月1日から施行します。